

学校職員の勤務実態等調査の結果について

I 調査の目的

学校職員の勤務実態及び県教委や各市町村教育委員会が定める規則等の遵守に向けた取組状況を把握し、今後の業務改善に向けた取組の参考にする。

II 調査の概要

- 1 調査対象校 小・中・義務教育学校及び県立学校
- 2 調査期間 令和6年度上半期（令和6年4月～令和6年9月）
- 3 調査校数 753校
小・中・義務教育学校 673校
※ 小中併設校は小・中校種別，義務教育学校は前期・後期課程別に集計。
県立学校 80校
※ 定時制，通信制はそれぞれ1校として集計。
※ 楠隼中は高等学校に含めて集計。
- 4 調査内容等 令和6年度上半期（令和6年4月～令和6年9月）における本県学校職員の勤務実態等の状況

比較対象とした調査について

- 令和4年度上半期学校職員の勤務実態等調査
 - 1 調査対象校 県内全ての小・中学校及び県立学校
 - 2 調査期間 令和4年4月1日～令和4年9月28日
- 令和5年度上半期学校職員の勤務実態等調査
 - 1 調査対象校 県内全ての小・中学校及び県立学校
 - 2 調査期間 令和5年4月1日～令和5年9月30日

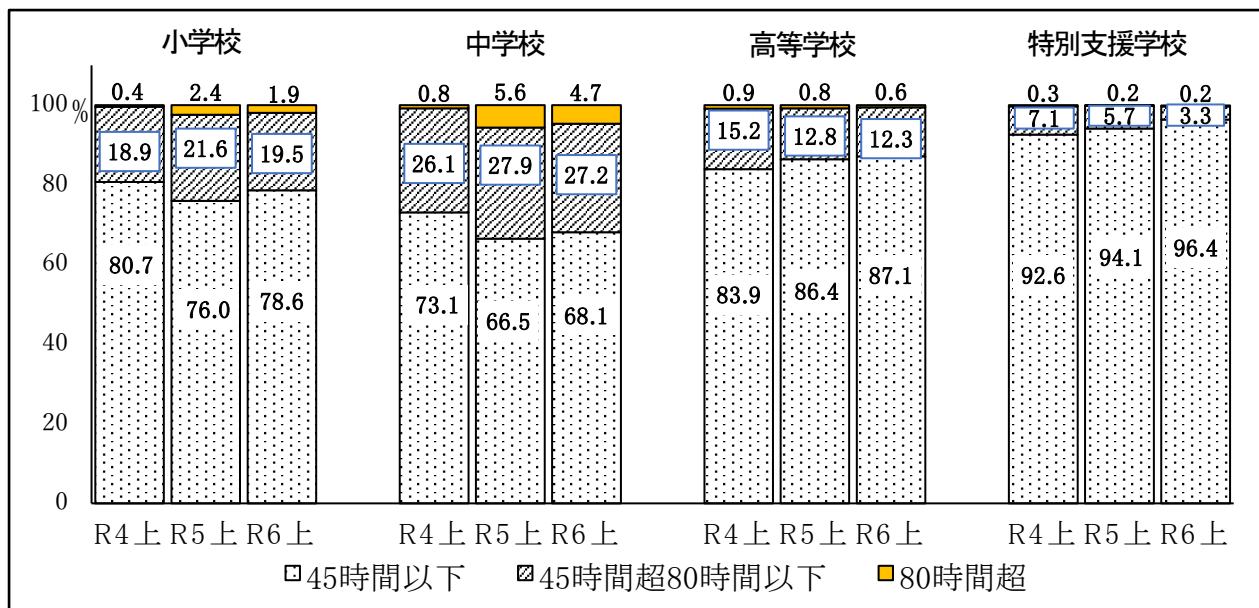
III 調査結果

令和6年度上半期における本県公立学校職員の勤務実態調査結果によると、職員の1か月あたりの時間外在校等時間における規則等で定める月45時間以下であった割合は、小学校78.6%，中学校68.1%，高等学校87.1%，特別支援学校96.4%であった。

本結果を、ほぼ同時期に実施してきた令和4年度上半期勤務時間調査及び令和5年度上半期勤務時間調査と比較すると、すべての校種において、時間外在校等時間が45時間以内である職員の割合が増加しており、時間外在校等時間からみる学校における業務改善については進んでいる結果となった。

小・中学校において時間外在校等時間が減少した要因としては、各市町村教育委員会の働きかけにより「学校・教師が担う業務（3分類14項目）」への取組が進んでいることに加え、小学校において「教科担任制」や「少人数授業」の進行により、教員の負担軽減が図られ、各学校における業務改善が進んだことなどが挙げられる。

【本県公立学校職員の1か月あたりの時間外在校等時間の状況】



【参考】文部科学省 令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査（令和4～6年度）より

○ 各数値は文部科学省が示す学校・教師が担う業務（3分類14項目）における進捗状況について、本県を含む44自治体のうち、「既の実施した又は実施中」と回答した自治体の割合を示す。

- 基本的には学校以外が担う業務

取組内容	R4	R5	R6	
① 登下校時の対応	51.9	68.2	75.0	◎
② 放課後から夜間等における見回り、児童生徒が補導された時の対応	25.0	29.5	27.2	▲
③ 学校徴収金の徴収・管理	15.9	31.8	27.3	▲
④ 地域人材等との連絡調整	40.9	31.8	34.1	◎

- 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤ 調査・統計等への回答（事務職員等）	13.6	20.5	20.5	
⑥ 児童生徒の休み時間における対応（地域人材等）	2.3	6.8	4.5	▲
⑦ 校内清掃（輪番、地域人材等）	2.3	6.8	11.4	◎
⑧ 部活動（部活動指導員等）	56.8	61.4	70.5	◎

- 教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨ 給食時の対応（栄養教諭等との連携等）	25.0	25.0	31.8	◎
⑩ 授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）	34.1	38.6	45.5	◎
⑪ 学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等）	11.4	6.8	42.0	◎
⑫ 学校行事の準備・運営（地域人材の協力、外部委託等）	61.4	75.0	79.5	◎
⑬ 進路指導（事務職員や支援スタッフ等の参画・協力）	13.6	15.9	15.9	
⑭ 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門的な人材等の参画）	97.7	100	97.7	▲

※ ◎で示した項目は、割合が前年度より上がった項目、▲は下がった項目

IV 今後の取組について

職員一人一人がこれまでの働き方を見直し、自ら学ぶ時間や児童生徒と向き合う時間を確保することで、児童生徒に対してよりよい教育が実現するとともに、学びの専門職としての「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、日々生き生きと児童生徒と接することができる環境の整備に向けて、働き方改革を一層推進していく。

県教委においては、昨年度に続き「業務改善実践校モデル事業」において、民間企業によるモデル校への伴走支援に加え、指導主事や管理職への伴走支援のノウハウに関する研修を行い、更なる横展開を図ることとしている。

今後も、引き続き県立学校及び市町村教育委員会が定めた規則等に基づく客観的な在校等時間の状況を把握しながら、各学校や市町村教育委員会と連携し、多様な学校の実態に応じた更なる業務改善の推進に努めてまいりたい。